

平成 18(2006)年 11 月 24 日

独立行政法人 都市再生機構

UR賃貸住宅における賃貸借契約関係からの暴力団の排除について

UR都市機構は、UR賃貸住宅にお住まいの皆様が安心して平穩に暮らせる居住環境を確保するため、UR賃貸住宅の賃貸借契約関係から暴力団員を排除することとし、入居資格においてその旨を定め、かつ賃貸借契約書に暴力団排除条項を定めることとしました。また、暴力団等排除対策協議会を結成し、警察当局等関係者の支援協力を得て、暴力団追放運動に積極的に参画していくこととしましたので、その内容についてお知らせします。

お問い合わせは下記へお願いします。

本社 住宅経営部 業務収納チーム
(電話) 045-650-0594
本社 カスタマーコミュニケーション室 報道担当
(電話) 045-650-0887

—— 街に、ルネッサンス ——



UR都市機構

平成18年11月24日

UR都市機構

UR賃貸住宅における賃貸借契約関係からの暴力団の排除について

1 UR都市機構では、UR賃貸住宅への暴力団員の入居を拒否するため、入居資格においてその旨を定め、賃貸借契約において、「賃借人又は入居者が暴力団員であることが判明した場合には契約を解除することができる」旨を規定する暴力団排除条項を制定することとしました。

(1) UR賃貸住宅入居資格における暴力団排除

申込本人を含めた同居世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

(2) UR賃貸住宅賃貸借契約書における暴力団排除条項

（甲の契約解除権等）

甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないでこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶することができる。

一～九（略）

十 乙、乙の世帯員又は同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

十一 その他この契約に違反したとき。

注）上記条項において、甲は賃貸人（UR都市機構）、乙は賃借人を指します。

(3) 施行日

平成19年1月4日（木）以降の契約より適用します。

これに先立ち、平成18年12月1日（金）より、暴力団員はUR賃貸住宅への入居資格がない旨の事前告知をポスター及び周知ビラ等により行うとともに、入居申込者に対する書面説明を行うこととしました。

2 UR都市機構では、当機構とともに賃貸住宅管理業務を担う財団法人住宅管理協会及び日本総合住生活株式会社と連携して「暴力団等排除対策協議会（仮称）」を結成し、警察当局等の関係者の支援協力を得ながら、暴力団追放運動に積極的に参画することとしました。

以上